平成２２年（フ）第２８５２号
東京都足立区東綾瀬２丁目３番１―601号
債務者　辻本　春美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２７８号
愛知県弥富市平島町五反割96番地15
債務者　山賀　一哉
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３３１号
愛知県小牧市大字東田中185番地１　シャンポール峯Ⅱ１棟201号
債務者　岩田さおり（旧姓豊里・山口）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３５０号
名古屋市中川区大地１番地の２　万場北荘１棟212号
債務者　石黒　恵美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３８４号
名古屋市西区上小田井２丁目101番地　グランドール緑地公園601号
債務者　永野　明美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５０号
北九州市門司区吉志６丁目19番２号
債務者　中野　昌克
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１１８号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番34―401号
債務者　石橋　範之
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６６号
北九州市小倉北区黄金１丁目８番12―907号
債務者　宇和上敏夫
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１７号
北九州市小倉南区横代北町２丁目12番34号
債務者　北村　育實
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２２９号
北九州市小倉南区企救丘２丁目14番１―509号
債務者　坂本　智美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９９号
鹿児島県霧島市隼人町見次560番地３カテドラルＪ803号
債務者　尾花　創史
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
鹿児島県姶良市西餅田1977番地５
債務者　藥丸　美鈴
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
鹿児島県姶良市平松5686番地
債務者　永井　正志
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
鹿児島県霧島市国分上小川916番地１
債務者　中村　隆裕
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳2221番地
債務者　山名　睦子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
岩手県北上市中野町２丁目17番21号　八重樫アパート５号
債務者　高橋　信彦
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第３５２号
広島県福山市神辺町大字川北1239番地５
債務者　河野由香里
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３５３号
広島県福山市古野上町８番14号　梶原住宅、旧住所広島県福山市花園町２丁目６番８号　川崎住宅
債務者　角本　光子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係